

所沢市地域公共交通協議会条例

令和 6 年 3 月 2 1 日条例第 2 0 号

所沢市地域公共交通協議会条例

(設置等)

第 1 条 本市における旅客の運送に関するサービスの持続可能な提供の確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生の推進に関し必要な事項について協議を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の協議会とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び実施について協議すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の態様等について協議すること。
- (3) 前号の運送に係る運賃及び料金について協議すること。
- (4) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項について協議すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域公共交通の利用者の代表者
- (3) 公共交通事業者等の代表者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 市の職員のうちから市長が指名する者

(8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(運賃協議部会)

第9条 協議会は、第3条第3号に規定する協議を行わせるため、運賃協議部会を置く。

2 運賃協議部会は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の協議会とする。

3 運賃協議部会に属する委員は、会長が指名する。

4 運賃協議部会に部会長を置き、第4条第2項第7号に掲げる委員をもって充てる。

5 第6条第2項及び第7条の規定は、運賃協議部会について準用する。

6 協議会は、運賃協議部会の議決をもって協議会の議決とする。

(部会)

第10条 前条に規定するもののほか、協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 第6条から第8条までの規定は、部会について準用する。

4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。

(所沢市地域公共交通会議条例の廃止)

2 所沢市地域公共交通会議条例(平成27年条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の所沢市地域公共交通会議条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された所沢市地域公共交通会議の委員である者(同項第9号の者を除く。)は、この条例の施行の日に第4条第2項の規定により協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。